

・班田収授（土地の単位：1反=360歩）

良民	男子	2反(段)=720歩	
	女子	男子の $\frac{2}{3}$ → $\frac{4}{3}$ 反=1反120歩	
賤民	陵戸・官戸・公奴婢		良民と同じ
	家人・私奴婢		
	男子	良民男子の $\frac{1}{3}$ → $\frac{2}{3}$ 反 =240歩	
	女子	良民女子の $\frac{1}{3}$ → $\frac{4}{9}$ 反 =160歩	

5 ・租庸調制

	正丁 (21-60歳)	老丁〔次丁〕 (61歳以上)	少丁〔中男〕 (17-20歳)	負担	管轄
租	1反あたり2束2把(収穫の約3%)			良賤男女 (土地税)	国衙
庸 (京・畿内免除)	歳役(都で10日間労役) の代わりに 麻布2丈6尺	正丁の $\frac{1}{2}$	なし	良民男子 (人頭税)	中央
調 (京・畿内は $\frac{1}{2}$)	諸国の特産物	正丁の $\frac{1}{2}$	正丁の $\frac{1}{4}$		
雑徭	国司が60日を限度に農民を労役に従事させる。 藤原仲麻呂政権で30日に半減→没後廃止 桓武天皇の律令再建の一環で再開			人頭税	国衙
兵役	正丁3～4人に1人が諸国の軍団で勤務。 ・衛士(都の門番。任期1年) ・防人(北九州の防備。任期3年)				中央
仕丁	50戸につき正丁2人の割合で徴発。3年間都で 労役に従事。				中央